

別記

第5号様式(第8条関係)

多古町指令第 号  
年 月 日

様

多古町長 印

多古町住宅リフォーム補助金変更（中止）決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった多古町住宅リフォーム補助金変更（中止）については、下記のとおり決定（却下）したので、多古町住宅リフォーム補助金交付要綱第8条の規定に基づき、通知します。

記

1 変更（中止）の決定

(1) 変更内容

(2) 変更交付決定額 円

(変更後補助対象経費 円) (消費税を除く)

2 却下の場合、その理由

補助金交付の条件

- (1) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに多古町住宅リフォーム補助金変更（中止）申請書を関係書類とともに提出すること。
- (2) 交付決定工事が完了したときは、速やかに実績報告書を関係書類とともに提出すること。
- (3) 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしないこと。
- (4) 次に掲げる場合においては、補助金の交付を取消すとともに既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることとする。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - イ 補助金等を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助金に係る事業を中止したとき。
  - エ 多古町住宅リフォーム補助金交付要綱第3条第1号に規定する定住に該当しなくなったとき（死亡、入院その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）。
  - オ その他、町長が補助することが適当でないとき。